

はじめに

国では、海岸の防護、環境及び利用の調和のとれた総合的な海岸の保全を計画的に推進し、地域の実情に応じた海岸保全を進めていくため、平成11年に海岸法を一部改正し、新たに「海岸環境の整備と保全」及び「公衆の海岸の適正な利用の確保」が法目的に加えられ、さらに平成26年の一部改正では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の契機とする、「津波、高潮等に対する防災・減災対策の推進」などが加えられました。

徳島県では、改正された海岸法により、「海岸保全基本方針」の理念に基づき、「海岸保全基本計画」を改定し、地域の特性を生かした地域とともに歩む海岸づくりを目指しています。

3. 海岸保全の基本方針

自然と人が息づく、阿波の海岸づくり

徳島県特有の海岸を、県民の様々な要求に対応しつつ、県民共有の財産として次世代へ継承していくために、「防護」「環境」「利用」の調和のとれた海岸保全を推進し、『自然と人が息づく、阿波の海岸づくり』の実現を目指します。

海岸保全基本計画の対象期間は今後20年から30年間とします。

防護

安全で安心できる
海岸整備

環境

豊かな自然環境の
保全と継承

利用

人と自然にやさしい
海岸利用の推進